

## 議員派遣について

### [本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

### 【参 考】

#### 地方自治法（第100条）

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

#### 横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

## 議 員 派 遣 一 覧 表

目 的	場 所	期 間	派遣議員
<p>ヨーロッパ先進国の大都市における、子育て支援政策や働き方改革の取り組みを調査し、横浜市が今後推進すべき施策の参考とするため、海外諸都市を視察します。</p> <p>フランクフルト市においては横浜市フランクフルト事務所による企業向けセールス活動実態を調査します。また、ドイツ企業の生産性の高さを下支えする公教育制度の在り方や企業労働者の働き方・制度についても企業や公立学校の視察を通じて考察します。また、ドイツにおける少子高齢化対策・公的支援制度・男性の育児休暇取得率向上策、保育園待機児童問題等について企業や同市役所での視察を通じて調査を行います。</p> <p>パリ市においては、出生率を2以上に回復させた手厚い子育て支援制度について行政関係者や現場の保育士・ベビーシッター等とも意見交換などを行いながら横浜市でも出来ることはないかどうか調査を行います。また、世界一の観光都市として有名なパリの観光政策について調査し、横浜市の観光振興に繋げます。</p> <p>ロンドン市においては学校評価機関「オフステッド」を活用した同国公共教育のレベルを著しく上昇させた制度について視察します。また、本市でも開催されるオリンピックのサッカーやラグビーワールドカップの直前開催国であることから、オリンピックサッカー競技開催会場、ラグビーワールドカップ開催会場の視察、また両大会開催における市民参画と自治体の運営上の問題点について調査し、横浜市での応用の可能性について探ります。</p>	<p>フランクフルト (ドイツ連邦共和国)</p> <p>パリ (フランス共和国)</p> <p>ロンドン (英国)</p>	<p>平成30年 4月25日から 平成30年 5月 5日まで</p>	<p>酒井 亮介 山浦 英太</p>